

(様式例第11)

令和3年10月5日

埼玉県知事 様

住 所 埼玉県行田市持田376番地  
申請者 氏 名 社会医療法人壮幸会 行田総合病院  
理事長 川嶋 賢司

社会医療法人壮幸会行田総合病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和2年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒 361-0056 埼玉県行田市持田376番地
氏名	社会医療法人壮幸会

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

社会医療法人壮幸会 行田総合病院
------------------

3 所在の場所

〒361-0056 埼玉県行田市持田376番地 電話 (048) 552-1111
---

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
0床	0床	0床	54床	450床	504床

## 5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 6床
化学検査室	(主な設備) 生化学自動分析装置 2台、血液ガス自動分析装置 2台、 自動免疫分析装置 4台、自動グリコヘモグロビン測定装置 1台 全自動グルコース測定装置 1台
細菌検査室	(主な設備) 安全キャビネット 4台、顕微鏡 2台、微生物由来成分分析装置 1台 ID NOW インストゥルメント 3台、全自動PCR装置 4台、変異解析装置 1台 リアルタイムRT-PCR解析システム 3台、RNA抽出装置 1台
病理検査室	(主な設備) 卓上プッシュプル換気装置、クリオスタット、ホットプレート、 ミクロトーム、パラフィンブロック作成装置、自動包埋装置、 恒湿器、自動染色装置、自動封入装置、真空装置、安全キャビネット
病理解剖室	(主な設備) 解剖台
研究室	(主な設備)
講義室	室数 3 室 収容定員 計 210 人
図書室	室数 1 室 蔵所数 1,500 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 5 台 (救急用自動車 1台+患者輸送用自動車 4台)
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 6.11 m <sup>2</sup>

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	85.4 %	算定 期間	令和2(2020)年 4月 1日 ～ 令和3(2021)年 3月 31日
地域医療支援病院 逆紹介率	52.3 %		
算出 根拠	A : 紹介患者の数		4,447 人
	B : 初診患者の数		5,207 人
	C : 逆紹介患者の数		2,723 人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤 専従	日勤9:00～18:00	夜間は各科の医師の当直で対応
2	医師		常勤 専従	日勤9:00～18:00	夜間は各科の医師の当直で対応
3	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
4	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
5	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
6	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
7	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
8	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
9	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
10	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
11	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
12	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
13	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
14	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
15	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
16	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
17	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30	
18	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
19	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	

20	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
21	看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	
22	准看護師		常勤 専従	日勤8:30～17:30 夜勤17:00～9:00	

## 2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	21 床
専用病床	6 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

## 3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急処置室	170.63m <sup>2</sup>	(主な設備) 人工呼吸器、ベッドサイドモニター、 超音波装置、心電計、輸液ポンプ、自動血ガス分析装置 シリンジポンプ、カウンターショック、救急カート	可
放射線科	457.95m <sup>2</sup>	(主な設備) ADCT320列、80列マルチスライスCT、MRI装置 (1.5)、 DR透視装置、一般撮影装置、乳房撮影装置、 移動式X線撮影装置、血管連続撮影装置、 造影剤自動注入装置、PACS (電子画像保管システム)、 画像診断用高精細モニター	可
検査科	233.51m <sup>2</sup>	(主な設備) 生化学自動分析装置、多項目自動血液分析装置、 血液ガス自動分装置、超音波診断装置、自動分注装置 全自動免疫測定装置、全自動グルコース測定装置、 全自動グリコヘモグロビン測定装置、 浸透圧測定装置、全自動血液凝固測定装置、 自動血沈測定装置、安全キャビネット、エコー、 カラードップラー、ホルター心電図、呼吸機能検査、 トレッドミル、全自動輸血検査装置、 自動脱水包埋装置、尿自動分析器、 尿中有形成分分析装置、クリオスタット、 自動HE染色装置、散瞳無散瞳一体眼底カメラ、 リアルタイム濁度測定装置、便潜血分析装置、 全自動蛍光免疫測定装置、全自動遺伝子解析装置、 リアルタイムPT-PCR解析システム、RNA抽出装置、 等温核酸増幅装置	可

手術室	431.46m <sup>2</sup>	(主な設備) ダヴィンチ、麻酔器、脳外科顕微鏡、眼科用顕微鏡、耳鼻科顕微鏡、外科腹腔鏡用装置、超音波手術器、泌尿器科腹腔鏡用装置、高周波焼灼電気装置、電気メス、動脈圧心拍計、泌尿器科用ヤグレーザー、電動式骨手術器、白内障硝子体手術装置、超音波装置、Cアーム、DSA、多目的手術台、カウンターショック 血管外科レーザー	可
専用病床	80.10m <sup>2</sup>	(主な設備) 超音波装置、ベッドサイドモニター、心電図計、人工呼吸器、カウンターショック、輸液ポンプ、シリンジポンプ、経腸栄養ポンプ、酸素飽和度計	可
高気圧酸素室	25.70m <sup>2</sup>	(主な設備) 第一種高気圧酸素治療装置、ベッドサイドモニター	否
心臓カテーテル室	187.94m <sup>2</sup>	(主な設備) 心血管アンギオグラフィシステム（シングルプレーン・バイプレーン） 臨床用ポリグラフシステム、輸液ポンプ、カウンターショック、心血管内エコー装置、DICOMビューア、動画サーバーシステム、体外式ペースメーカー、造影剤自動注入装置、大動脈内バルーンポンピング装置、経皮的心肺補助装置 心臓電気生理学的検査装置 アブレーター、心腔内超音波検査装置 心腔内除細動器、不整脈誘発装置	可

#### 4 備考

二次救急指定病院、基幹型臨床研修病院、埼玉県がん診療指定病院、災害拠点病院  
埼玉県救急搬送困難事案受入病院

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

#### 5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	4,868 人 ( 2,346 人)
上記以外の救急患者の数	2,825 人 ( 547 人)
合計	7,693 人 ( 2,893 人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

#### 6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	5 台
---------------	-----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

<p><b>前年度に共同利用を行った医療機関の延数</b>                  共同利用を行った医療機関の延数： 475 施設                  上記のうち開設者と直接関係のない医療機関の延数： 475 施設</p> <p><b>共同利用に係る病床の病床利用率</b>                  共同利用専用の病床数： 5 床                  前年度の共同利用病床の利用患者延数： 0 人                  共同利用に係る病床の病床利用率(小数点以下第1位まで)： 0 %                  ※病床利用率の算出については、下記により算出。</p> $\frac{\text{共同利用病床の利用患者延数}}{\text{共同利用専用病床数} \times 365 \text{日 (年度途中で承認された場合は承認日以降の日数)}}$
---

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

建物：すべての建物 設備：すべての設備 器械または器具：すべての器械・器具
---

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無  有  無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名：

職 種： 地域医療連携室

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
赤井胃腸科		行田市門井町2-10-32	内、胃腸、外、糖尿病	
荒木医院		行田市真名板2065	内	
池畑クリニック		行田市宮本16-1	内、婦	
石井クリニック		行田市大字下忍1089-1	整外、リハ	
加藤内科医院		行田市旭町3-2	内、循環	
川島胃腸科		行田市佐間1-18-39	胃腸、外、肛、麻、循環、内	
河本耳鼻咽喉科		行田市門井町2-24-43	耳鼻、気管食道、小	
行田岡田医院		行田市北河原102-1	内、リウマチ、外、整形	
行田協立診療所		行田市本丸18-3	内、歯	
栗原医院		行田市本丸11-35	外、胃腸、内	

小林内科医院		行田市谷郷2026-1	内	
さかつめ内科医院		行田市城西1-6-22	内、小	
坂本眼科		行田市長野1263-5	眼	
田代医院		行田市向町1-22	内	
根本医院		行田市行田10-22	内、小	
野口産婦人科		行田市天満7-20	産婦	
古田整形外科医院		行田市緑町8-6	整外	
細沼医院		行田市向町2-33	耳鼻咽喉	
南川げんきクリニック		行田市小見1400-1	小、内、心療内、精神	
ほりの眼科		行田市中央4-12	眼	
やなせ眼科		行田市門井町3-6-9	眼	
やまかわ内科クリニック		行田市喜里山町18-6 マカビル2F	内、循環、消化器、 眼	
行田ふれあいクリニック		行田市持田3-15-23	内、循環	
さきたまクリニック		行田市持田1232-1	内、泌尿	
ハピネス診療所		行田市長野7296-1	内、胃	
吉田記念山本クリニック		行田市埼玉4719	内、循	
なすクリニック		行田市忍2-19-1 清水ビル1階	内、循	
いわね内科クリニック		行田市佐間2-16-31	内、消化器	
おおき内科泌尿器科クリニック		加須市南小浜633-1	内、泌	
岡安眼科医院		加須市土手2-15-17	眼	
加藤子どもクリニック		加須市大門町6-34	小	
神沼整形外科医院		加須市睦町2-2-21	整外、リハ	
福島医院		加須市常泉13-1	内、呼、循、消、 小、アレ、糖	
十善病院		加須市愛宕1-9-16	内、呼、消、循、外	
武正医院		加須市中樋遣川1745-1	内、消、小、外	
久喜クリニック		久喜市久喜中央4-9-50 第 3三高ビル 4F	内、外、透析	
しょうぶ眼科・内科		久喜市菖蒲町菖蒲6008-1	眼、内	
太田整形外科クリニック		羽生市南2-20-22	整外、リウ、形成、 リハ	
富田脳外科クリニック		羽生市南3-3-11	脳、神経	
ひらの内科胃腸科		羽生市藤井上組858-1	内、胃	
漆原医院		羽生市下新郷1035-2	内、小、循	
メディモ・羽生内科		羽生市川崎2-281-3 イモール羽生 1F	内、呼、循、ア	
和田歯科医院		行田市旭町14-17	歯科	



馬橋歯科医院		行田市旭町3-16	歯科	
いちり山歯科医院		行田市吉里山町27-11	歯科	
大澤歯科医院		行田市忍1-2-33	歯科	
半田歯科医院		行田市忍1-6-15	歯科	
根本歯科医院		行田市行田10-22	歯科	
坂本歯科医院		行田市行田11-27	歯科	
菱澤歯科医院		行田市斎条759-1	歯科	
中村歯科医院		行田市栄町12-10	歯科	
夏目歯科医院		行田市栄町2-12	歯科	
林歯科医院		行田市埼玉4668	歯科	
ハート7歯科矯正歯科		行田市持田1080 カインズホームイン行田店	歯科	
足立歯科医院		行田市城西2-7-47	歯科	
松井歯科医院		行田市関根224-1	歯科	
石岡歯科医院		行田市棚田町1-6-16	歯科	
坂詰歯科医院		行田市中央13-12	歯科	
むらこそ歯科医院		行田市長野1-16-33	歯科	
ふじの歯科クリニック		行田市長野1263-3	歯科	
高綱歯科医院		行田市富士見町1-11-5	歯科	
はま歯科医院		行田市富士見町2-3-6	歯科	
上杉歯科医院		行田市藤原町3-14-2	歯科	
山田歯科医院		行田市真名板2066-4	歯科	
長谷川歯科医院		行田市宮本7-12	歯科	
古田歯科医院		行田市向町22-37	歯科	
小沼歯科医院		行田市向町4-15	歯科	
江原歯科医院		行田市持田1-6-15	歯科	
ともみつ歯科医院		行田市持田3-16-13	歯科	
三谷歯科医院		行田市持田33-1	歯科	
樋歯科医院		行田市持田578-2	歯科	
平成歯科医院		行田市谷郷1-6-15	歯科	
斎藤歯科医院		行田市谷郷2102-1	歯科	
安田歯科医院		行田市南河原953-1	歯科	
江黒歯科クリニック		行田市長野1-16-15	歯科	

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5床
--------------	----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

① 行田総合病院化学療法委員会 主催web研修会 web研修会 (9月24日 開催)
② 行田市緩和ケアを考える会 web開催 (1月21日開催)
③ 心不全治療セミナー web開催 (2月2日開催)
④ 感染防止対策他施設合同カンファレンス (10月9日、11月13日、12月11日、1月29日、3月1日 5回開催)

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	8 回
(2) (1) の合計研修者数	145 人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有・無
- イ 研修委員会設置の有無 有・無
- ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	医師	内科	理事長	40年	
	医師	泌尿器科	病院管理者	36年	感染対策委員長
	医師	整形外科	副院長	42年	
	医師	内科	副院長	29年	
	医師	内科		36年	
	医師	内科		24年	
	医師	内科		22年	
	医師	内科		36年	
	医師	内科		20年	
	医師	内科		31年	
	医師	内科		19年	
	医師	内科		21年	
	医師	内科		18年	
	医師	内科		4年	
	医師	内科		24年	
	医師	外科		27年	研修委員長
	医師	外科		23年	
	医師	外科		33年	
	医師	整形外科		25年	
	医師	脳神経外科		38年	
	医師	脳神経外科		30年	
	医師	泌尿器科		13年	

	医師	泌尿器科		23年	
	医師	泌尿器科		18年	
	医師	泌尿器科		19年	
	医師	泌尿器科		6年	
	医師	眼科		21年	
	医師	耳鼻咽喉科		19年	
	医師	小児科		26年	
	医師	小児科		13年	
	医師	救急診療科		16年	
	医師	救急診療科		30年	
	医師	病理診断科		29年	
	医師	放射線科		14年	
	医師	麻酔科		28年	
	医師	麻酔科		17年	
	医師	麻酔科		14年	
	看護師		管理局長 兼 看護部長		
	看護師		看護副部長		
	看護師		看護副部長		
	看護師		医療安全管理者		
	看護師		感染管理者		
	薬剤師		薬剤課課長		
	臨床工学技士		ME課課長		
	医事課		医事課課長		

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

#### 4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
会議室 1	37.5 m <sup>2</sup>	(主な設備) プロジェクター、AVシステム
会議室 2	37.5 m <sup>2</sup>	(主な設備) プロジェクター、AVシステム
会議室 3	75.0 m <sup>2</sup>	(主な設備) プロジェクター、AVシステム

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院管理者
管理担当者氏名	管理局長兼看護部長

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		各担当部署にて保管する	各部門管理帳票はファイルにて保管。 診療録はID番号下2桁で分類。
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室	ファイル
	救急医療の提供の実績	地域医療連携室	ファイル・データ
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室	ファイル
	閲覧実績	地域医療連携室	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	ファイル・データ

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	病院管理者
閲覧担当者氏名	地域医療連携室
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室
閲覧の手続の概要  共同診療において登録医、当院主治医との患者診察後、病状説明をするにあたり、主治医の許可、立ち合いのもと記録の閲覧をしていただく	

前年度の総閲覧件数		0 件
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	0 件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

委員会の開催回数	1 回	
委員会における議論の概要		
<p>地域医療委員会</p> <p>例年であれば3月に行田総合病院4F会議室にて開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮をし、(令和2年5月12日 厚労省 事務連絡による) 下記メンバーへの地域医療連携室 課長からの資料配布と説明を行いました。</p> <p>議題： 地域医療支援病院としての年次報告</p>		

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他 ( )		
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW)		
患者相談件数	11,957件		
患者相談の概要			
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; border: none;">                     &lt;退院調整&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険や各公的サービス利用案内</li> <li>・ ケアマネージャー等との連絡、連携</li> <li>・ 転院先の紹介、連絡、連携</li> <li>・ 家族の社会的問題への対策検討</li> </ul>                     &lt;入院生活&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払い困難者に対する公的制度の案内</li> <li>・ 行政との連絡、連携</li> <li>・ 苦情等に対する対策検討</li> <li>・ 身体障害者手帳等、公的制度の案内</li> </ul>                     &lt;外来・救急患者&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険や各公的サービス利用の案内</li> <li>・ ケアマネージャー等との連絡、連携</li> <li>・ 行政との連絡、連携</li> </ul>                     &lt;転入相談&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他院入院中で当院転入希望の方（家族）からの問い合わせ対応</li> <li>・ 受入れ準備、調整</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; border: none;">                     &lt;がん患者相談&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん患者受診相談</li> <li>・ がん患者セカンドオピニオン希望</li> </ul> </td> </tr> </table>		<退院調整> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険や各公的サービス利用案内</li> <li>・ ケアマネージャー等との連絡、連携</li> <li>・ 転院先の紹介、連絡、連携</li> <li>・ 家族の社会的問題への対策検討</li> </ul> <入院生活> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払い困難者に対する公的制度の案内</li> <li>・ 行政との連絡、連携</li> <li>・ 苦情等に対する対策検討</li> <li>・ 身体障害者手帳等、公的制度の案内</li> </ul> <外来・救急患者> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険や各公的サービス利用の案内</li> <li>・ ケアマネージャー等との連絡、連携</li> <li>・ 行政との連絡、連携</li> </ul> <転入相談> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他院入院中で当院転入希望の方（家族）からの問い合わせ対応</li> <li>・ 受入れ準備、調整</li> </ul>	<がん患者相談> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん患者受診相談</li> <li>・ がん患者セカンドオピニオン希望</li> </ul>
<退院調整> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険や各公的サービス利用案内</li> <li>・ ケアマネージャー等との連絡、連携</li> <li>・ 転院先の紹介、連絡、連携</li> <li>・ 家族の社会的問題への対策検討</li> </ul> <入院生活> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払い困難者に対する公的制度の案内</li> <li>・ 行政との連絡、連携</li> <li>・ 苦情等に対する対策検討</li> <li>・ 身体障害者手帳等、公的制度の案内</li> </ul> <外来・救急患者> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険や各公的サービス利用の案内</li> <li>・ ケアマネージャー等との連絡、連携</li> <li>・ 行政との連絡、連携</li> </ul> <転入相談> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他院入院中で当院転入希望の方（家族）からの問い合わせ対応</li> <li>・ 受入れ準備、調整</li> </ul>	<がん患者相談> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん患者受診相談</li> <li>・ がん患者セカンドオピニオン希望</li> </ul>		

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・ 日本医療機能評価機構 3rdG:ver. 2.0 平成30年6月更新認定。	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・ ホームページ ・ 広報誌 ・ 病棟案内リーフレット ・ 病院年鑑	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・ 退院調整部門の概要 ・ 社会福祉士 8名、看護師1名体制 ・ 退院困難患者の抽出 ・ 退院支援カンファレンスの開催 ・ 患者家族と面談し、退院後の方針確認、病状、医療処置、ADL、生活状況の確認 →退院支援計画の作成 ・ 必要な社会資源の説明 ・ 関係機関との連携 など	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・ 地域連携クリティカルパスの種類・内容 大腿骨頸部骨折クリティカルパス、脳卒中パス ※コロナ禍のため今年度は実施されなかった。 ・ 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み Web勉強会や開業医訪問などで普及を目指す。	



行田総合病院  
地域医療連携事業  
運営規定

## 行田総合病院地域医療連携事業運営規定

### (目的及び概要)

- 第1条 1 地域医療連携事業（以下「連携事業」という）とは、行田総合病院（以下「病院」という）と地域医療機関が機能分担により綿密な連携協調をし、病院が「かかりつけ医」機能の支援を行うことにより、地域医療の向上に貢献することを目的とする。
- 2 連携事業に参加する会員は、病院に設置される開放型病床に患者を入院させ、病院医師と診療にあたることができ、また患者に必要な検査につき、病院の医療機器及び検査機能を利用することができる。さらには病院において開催される研修会・症例検討会に参加することができる。
- 3 本事業の円滑な運営のため地域医療連携室（以下「連携室」という）を設置する。

### (登録医)

- 第2条 連携事業に参加する会員は、病院と契約を結び「登録医」となる。
- 第3条 登録医の登録年限は1年とする。ただし、登録医と病院の双方に依存のない場合は1年毎に自動的に更新されるものとする。

### (開放型病床)

- 第4条 開放型病床は、院内の指定により専用病床計5床とする。
- 第5条
- ・利用を希望する登録医は事前に連携室と連絡を取り、病院は、登録医と共同して診療に当たる病院医師を主治医としてつけるものとする。
  - ・登録医は、必要に応じて当該患者の回診をするものとする。
- 第6条
- ・開放型病床利用の登録医は、受持患者を診察し、患者の診療並びに検査記録を閲覧することができる。
  - ・開放型病床に入院した患者の診療上の責任は病院医師が負うものとする。よって、患者に必要な投薬・検査・処置等の診療行為は、両主治医協議の上病院医師を介して行われ、原則として登録医が直接看護師等に指示を与えることはできない。
  - ・開放型病床に入院中の患者の管理責任は病院が負うものとする。
- 第7条 登録医が入院患者を診察する際は次の通りとする。
- ・診察の為に来院したときは、連携室に寄る。
  - ・病棟へ赴く際は白衣を着用し、所定の名札を胸に着用するものとする
  - ・登録医は入院患者を診察した場合は、患者の診療録に記録する。
  - ・登録医は当該病床及びナースステーションの他、必要ある場合は他の部署へ責任者了解のもとに立ち入ることができる。
  - ・病院での診療時間は原則として13時～17時とする。緊急またはやむを得ず時間外あるいは休日等に来院した場合は、後日その旨を報告するものとする。
  - ・登録医は、来院時病院医師と協議の必要のある時は、予め連携室を通じ連絡するものとする。

- ・ 登録医は入院患者の病状の急変または病院医師より早急に協議の必要のある場合に備え、連絡手段を連携室または当該病棟ナースステーションに明示するものとする。

（医療機器の利用）

- 第8条 登録医は患者に検査が必要な場合には病院の医療機器を利用することができる。
- 第9条 病院は院内に設置されている医療機器および検査機能を申込に応じ提供する。

（病院の保有する医療機器および検査機能）

- 第10条 1 登録医が病院の医療機関および検査機能を利用する場合は連携室を介して申込を行なうものとする。
- 2 申込に対応する時間は、9時～17時30分（土曜9時～13時）とする。
- 3 登録医は希望する検査項目・内容を連携室に連絡し、連携室はそれに基づき検査日時の予約を取り、必要事項と共に登録医に連絡する。
- 4 登録医は患者に対し、指定の検査日時に所定の場所に来院するように指示し、所定の検査依頼用紙に必要依頼事項を記載し、患者に持参させるものとする。

（学習的諸活動への参加）

- 第11条 登録医は病院内で開催される研修会・症例検討会等に参加することができる。
- 第12条 1 病院は研修会・症例検討会等への登録医の参加についてその方法を検討するものとする。
- 2 参加方法については、追って連携室等を通じ登録医へ連絡されるものとする。
- 第13条 1 登録医は病院内の図書室を利用することができる。
- 2 閲覧・貸出方法は別途図書室利用要綱を参照または連携室へ連絡をして確認する。

（地域医療連携室）

- 第14条 連携事業推進のため、病院は院内に地域医療連携室を設置するものとする。
- 第15条 連携室の業務は9時～18時30分（土曜9時～13時）までとする。但し、休日・祝日および病院の定める休日はこれを除く。
- 第16条 1 連携室は、登録医からの開放型病床利用の要請および来院時の対応、また検査依頼等の対応にあたり、院内担当者との連絡調整を主たる業務とする。
- 2 他に連携事業に関する文書或いは資料等の記録・整理・管理にあたるものとする。
- 3 その他、連携事業に関する事務にあたるものとする。

（運営委員会）

- 第17条 連携事業の実施にあたり、運営の円滑化及び諸問題を協議するために運営委員会を設ける。
- 第18条 委員会は連携事業の経時的見直し、本要綱の見直し及び改定、連携事業実施上発生する諸問題に対する対応協議を主たる義務とする。
- 第19条 1 委員会は、登録医3名、病院医師代表3名、病院事務部代表2名、病院看護部2名をもって構成する。  
2 委員会は、必要とする場合には、何人をも委員会に出席させることができるものとする。
- 第20条 委員会は定期的開催されるものとする。他に協議がない場合には適宜開催されるものとする。

(要綱の改定)

- 第21条 連携事業の推進実施にあたり、本規定に不備が生じた場合、運営委員会で協議の上改定することができる。

(付記)

本要綱は平成14年1月15日より施行される。

平成27年4月1日改正